# 産前産後期間相当分の国民健康保険税が減額されます!

# 対象となる方・受付期間

- **令和5年11月1日以降に出産した国民健康保険被保険者の方が対象です。** 妊娠85日(4ヶ月)以上の出産が対象です(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます)。
- **出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。**※出産後の届出も可能です。

### 減額の内容

● その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月(または出産月)の前月から出産予定月(または出産月)の翌々月(以下「産前産後期間」といいます。)相当分が減額されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前		1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方				出産予定月			
<b>⊅</b> ⊓/							
多胎の方				出産予定月			

※産前産後期間相当分の所得割額と均等割額が年税額から減額されます。産前産後期間の保険税が0円に なるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月(または出産月)の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

● 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
			出産予定月			

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

・・・対象期間

- ●低所得世帯の軽減(7・5・2割軽減)が適用されている場合は、適用後の保険税額から減額されます。
- ●保険税が減額された場合、すでに納付している保険税は還付される場合があります。

# 届出に必要な書類

- 産前産後期間に係る保険税軽減届出書
- 2 母子健康手帳等

※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。

## 届出先

税務課 住民税班 (TEL 581-2121 内線154~156)